第222号 受付 24.5.08 小郡三井医師会

福県医発第３６４号
平成２４年　５月　７日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について

出産育児一時金等の受取代理制度の届出につきましては、平成 23 年２月 18 日付け福県医発第 2282 号（地）「平成 23 年度４月以降の出産育児一時金等について」によりご連絡申し上げ、別紙の「出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について」（平成 23 年１月 31 日 保総発 0131 第１号 厚生労働省保険局総務課長）において、「届出については１年ごとに行うことを予定している」とされていたところであります。

今般、日本医師会は厚生労働省と協議を行い、受取代理制度を平成 24 年度においても引き続き導入する医療機関であって、平成 23 年度の届出の内容（施設の基本情報・年間の分娩取扱件数が 100 件以下又は収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%以上）に変更がない場合には、改めて届出をする必要がない取扱いとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

１）平成 24 年度も引き続き受取代理制度が導入されますが、平成 23 年度の届出の内容に変更のある医療機関については、平成 24 年５月 18 日までに、別紙の別添２「受取代理制度変更届」に必要事項を記入の上、届出を行っていただく必要があります。

２）平成 24 年度より新規に受取代理制度を導入する医療機関につきましては、別紙の別添１「受取代理制度導入届」に必要事項を記入の上、平成 24 年５月 11 日までに届け出る必要があります。

３）受取代理制度を導入している医療機関につきましては、厚生労働省より各保険者に対して一覧を作成の上、情報提供している関係から、受取代理制度の活用を廃止する医療機関につきましては、受取代理制度を廃止することが明らかになった時点で、別紙の別添３「受取代理制度廃止届」に必要事項を記入の上、届け出ていただくことになります。

４）平成 25 年度以降の届出の取扱いにつきましては、改めて示される予定となっております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

（保 14）
平成２４年４月２０日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　邦　彦

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について

出産育児一時金等の受取代理制度の届出につきましては、平成 23 年 2 月 7 日付け日医発第 1009 号（保 204）「平成 23 年 4 月以降の出産育児一時金等について」によりご案内申し上げ、添付資料の「出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について」（平成 23 年 1 月 31 日　保総発 0131 第 1 号　厚生労働省保険局総務課長）において、「届出については 1 年ごとに行うことを予定している」とされていたところであります。

厚生労働省と協議を行い、受取代理制度を平成 24 年度においても引き続き導入する医療機関であって、平成 23 年度の届出の内容（施設の基本情報・年間の分娩取扱件数が 100 件以下又は収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%以上）に変更がない場合には、改めて届出をする必要がない取扱いといたしました。

なお、平成 24 年度も引き続き受取代理制度を導入するが、平成 23 年度の届出の内容に変更のある医療機関については、平成 24 年 5 月 18 日までに、添付資料の別添 2「受取代理制度変更届」に必要事項を記入の上、届出を行っていただく必要があります。

また、平成 24 年度より新規に受取代理制度を導入する医療機関につきましては、添付資料の別添 1「受取代理制度導入届」に必要事項を記入の上、平成 24 年 5 月 11 日までに届け出る必要があります。

さらに、受取代理制度を導入している医療機関につきましては、厚生労働省より各保険者に対して一覧を作成の上、情報提供している関係から、受取代理制度の活用を廃止する医療機関につきましては、受取代理制度を廃止することが明らかになった時点で、添付資料の別添 3「受取代理制度廃止届」に必要事項を記入の上、届け出ていただくことになります。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年度以降の届出の取扱いにつきましては、改めて示される予定となっております。

＜添付資料＞
出産育児一時金等の受取代理制度の届出について
（平 24. 4. 18　事務連絡　厚生労働省保険局保険課）

受付
24.4.23
631

別　紙

事　務　連　絡
平成２４年４月１８日

日本医師会　御中

厚生労働省保険局保険課

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について

出産育児一時金等の受取代理制度の届出については、「出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について」（平成２３年１月３１日保総発０１３１第１号（以下「平成２３年届出通知」という。）で、その取扱いが定められています。

平成２３年届出通知の３（１）で、改めて平成２４年度以降の受取代理制度の届出の取扱いをお示しすることとしていましたが、今回、受取代理制度の更新等に関する届出の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴会会員への周知等をお願い申し上げます。

記

１　対象医療機関等

対象医療機関等は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成２３年１月３１日保発０１３１第６号）別添２「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の第３のとおり、年間の平均分娩取扱件数が１００件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に関する収入の割合が５０％以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等とする。

２　届出方法について

（１）平成２４年度において、新規に受取代理制度を導入する医療機関等

平成２４年度において、受取代理制度を新規に導入する予定である医療機関等は、「受取代理制度導入届」（別添１）に必要事項を記載の上、平成２４年５月１１日（金）までに下記送付先あて必着するよう、FAX又は郵送にて送付すること。

※平成２４年５月以降に新たに分娩の取扱を開始した医療機関等であって、受取代理制度を導入するものについては、分娩取扱開始後速やかに送付すること。

（２）平成２３年度までに届出し、平成２４年度においても、受取代理制度を引き続き利用する医療機関等

平成２４年度においても、受取代理制度を引き続き利用する以下の医療機関等は、「受取代理制度変更届」（別添２）に必要事項を記載の上、平成２４年５月１８日

（金）までに下記宛先あて必着するよう、FAX 又は郵送にて送付すること。

・受取代理制度を利用する全ての病院

・施設基本情報等に変更がある診療所及び助産所

・直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が１００件超の診療所及び助産所であって、収入に占める正常分娩に関する収入の割合が５０％未満の診療所及び助産所

※直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が１００件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に関する収入の割合が５０％以上の診療所及び助産所であって、施設の基本情報等に変更がない場合には、「受取代理制度変更届」（別添２）を届出する必要はないこと。

（３）平成２４年５月以降、施設の基本情報等を変更する医療機関等

施設の基本情報等を変更する医療機関等は、「受取代理制度変更届」（別添２）に必要事項を記載（別添２の２への記載は、不要）の上、速やかに下記送付先あて FAX 又は郵送にて、送付すること。

（４）受取代理制度の活用を廃止する医療機関等

受取代理制度の活用を廃止する医療機関等は、受取代理制度を廃止することが明らかになった時点で、「受取代理制度廃止届」（別添３）に必要事項を記載の上、速やかに下記送付先あて FAX 又は郵送にて、送付すること。

（送付先）厚生労働省保険局保険課企画法令第１係

〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線３２４７）

０３－３５９５－２５５６（直通）

FAX：０３－３５０４－１２１０

３　留意事項

（１）平成２５年度以降の届出の取扱いについて

平成２５年度以降の届出の取扱いについては、おおよそ１年ごとに、改めて届出の取扱いについて示す予定であること。

（２）医療保険者への情報提供

受取代理制度を導入する医療機関等の名称及び所在地については、届出をもとに、厚生労働省において一覧を作成し、医療保険者あて情報提供することとしているので、あらかじめ承知おき願いたいこと。

（別添１）

受取代理制度導入届

１．施設の基本情報等について、記載願います。
※(2)・(3)については、該当するものに○を付して下さい。
※助産所においては、(3)への記載は不要です。

(1)　施設名称	
(2)　施設属性①	ア　医療機関　・　イ　助産所
(3)　施設属性②	ア　産婦人科単科　・　イ　その他
(4)　所在地	
(5)　連絡先	TEL： FAX： 担当者：

２．以下の(1)及び(2)について、直近の会計年度の実績を記載願います。
※平成２４年４月以降に新たに分娩を取り扱うこととなった医療機関等については、分娩取扱開始月の取扱件数等を記載して下さい（実績の記載が困難な場合は、見込みを記載）。

(1)　分娩取扱件数（件）	
(2)　医業収入に占める正常分娩に係る収入の割合（%）	

３．受取代理制度を活用する理由を記載願います。（任意・自由記載）
（例）・直接支払制度への対応が、資金繰りの面から困難であるため
・直接支払制度への対応が、事務負担の面から困難であるため

（　　）

出産育児一時金等の受取代理制度の活用を希望するので、本届を提出いたします。

平成　　年　　月　　日　　（代表者名）

印

（注意事項）

2．の(2)における医業収入は、次の①から③までの収入とします。

①入院診療収入…保険診療収入（医療保険、公費負担医療など）、公害等診療収入（公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険など）、その他の診療収入（自費診療、特別室の特別料金など）

②外来診療収入…保険診療収入、公害等診療収入、その他診療収入

③その他の医療関係収入…助産又は妊婦等の保健指導による収入、学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収入、受託検査収入、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料など

（別添２）

受取代理制度変更届

１．施設の基本情報等について、記載願います（変更箇所に下線を引いて下さい）。
※(2)・(3)については、該当するものに○を付して下さい。
※助産所においては、(3)への記載は不要です。

(1)　施設名称	
(2)　施設属性①	ア　医療機関　・　イ　助産所
(3)　施設属性②	ア　産婦人科単科　・　イ　その他
(4)　所在地	
(5)　連絡先	TEL： FAX： 担当者：

２．以下の(1)及び(2)について、直近の会計年度の実績を記載願います。
※直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が１００件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に関する収入の割合が５０％以上の診療所及び助産所は、２への記載は不要です。

(1)　分娩取扱件数（件）	
(2)　医業収入に占める正常分娩に係る収入の割合（%）	

出産育児一時金等の受取代理制度の活用に関する届出の内容を変更するので、本届を提出いたします。

平成　　年　　月　　日　　（代表者名）

印

（注意事項）

2．の(2)における医業収入は、次の①から③までの収入とします。

①入院診療収入…保険診療収入（医療保険、公費負担医療など）、公害等診療収入（公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険など）、その他の診療収入（自費診療、特別室の特別料金など）

②外来診療収入…保険診療収入、公害等診療収入、その他診療収入

③その他の医療関係収入…助産又は妊婦等の保健指導による収入、学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収入、受託検査収入、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料など

（別添３）

受取代理制度廃止届

１．施設の基本情報等について、記載願います。
※(2)・(3)については、該当するものに○を付して下さい。
※助産所においては、(3)への記載は不要です。

(1)　施設名称	
(2)　施設属性①	ア　医療機関　・　イ　助産所
(3)　施設属性②	ア　産婦人科単科　・　イ　その他
(4)　所在地	
(5)　連絡先	TEL： FAX： 担当者：

２．受取代理制度の活用を廃止する日について、記載願いします。

受取代理制度の活用廃止日	平成　　年　　月　　日

出産育児一時金等の受取代理制度の活用を廃止するので、本届を提出いたします。

平成　　年　　月　　日　　　（代表者名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印